

# 人事行政の運営等の状況を公表（令和4年度公表）

野田市の人事行政の運営状況をお知らせします。

なお、情報公開コーナー（市役所3階総務課内）及び行政資料コーナー（市役所1階・関宿支所1階）でもご覧になることができます。

問合せ先 人事課人事研修係 04-7199-4919  
人事課給与厚生係 04-7123-1072

## 公表内容

項目は、次のとおりです。

- 1 職員数及び職員の任免に関する状況
- 2 職員の採用試験の状況
- 3 職員の人事評価の状況
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 5 職員の分限及び懲戒の状況
- 6 職員のサービスの状況
- 7 職員の退職管理の状況
- 8 職員の研修の状況
- 9 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 10 野田市公平委員会の報告事項
- 11 職員の給与の状況

# 1 職員数及び職員の任免に関する状況

(1) 職員数の推移(各年度 4 月 1 日現在)

(単位:人)

平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1,035 (1,007)	1,039 (1,016)	1,054	1,065	1,066

- (注) 1 上段は、地方公共団体定員管理調査に基づき作成した職員数です(一般職に属する職員数であり、休職者、派遣職員(他団体に所属する職員を除く。)、育休任期付職員等を含み、教育長を除く。)
- 2 ( )内は、平成 31 年 4 月 1 日で終了した職員削減計画の実績における職員数です(上記から育休任期付職員等及び定数外とした消防職員を除き、派遣職員(他団体に所属する職員)を加えたもの)。

(2) 部門別職員数

(単位:人)

区 分		職員数 (各年4月1日現在)		対前年 増減数	主な増減理由
		令和3年	令和4年		
一般行政 部 門	議 会	8	8	0	総務…市政推進室組織改編に伴う業務量増のため増(1)、PR 推進室組織改編に伴う新設(10)、総務課市民相談に関する業務が移管されたことにより増(1)、人事課県派遣及び定年延長制度の構築等のため増(4)、行政管理課体制強化のため増(3)、管財課体制強化のため増(1)、新たに愛宕駅前出張所を開設したため増(2)、市民生活課組織改編に伴い防犯業務が移管されたため増(4)、広報広聴課組織改編に伴い廃止されたため減△7、管轄課老朽化対策業務が特命担当になり業務減のため減△1、市民課会計年度任用職員で対応するため減△1、防災安全課組織改編に伴い防犯業務を他課に移管したため減△2、魅力推進課組織改編に伴い廃止されたため減△4、会計管理者付会計年度任用職員で対応するため減△2、税務…課税課再任用短時間職員退職による正規職員配置のため増(2)、滞納繰越額減により業務が減ったことから減△5
	総務・企画	156	165	9	民生…こぶし園体制強化のため社会福祉士を配置したことにより増(1)、児童家庭課体制強化のため増(2)、保育課体制強化のため増(1)、子ども家庭総合支援課支援三係の設置による体制強化のため増(3)、国保年金課会計年度任用職員で対応可能なため減△2、生活支援課会計年度任用職員で対応するため減△1、障がい者支援課会計年度任用職員で対応するため減△1、高齢者支援課介護保険課との統合による係見直しで減△2、衛生…新型コロナウイルスワクチン接種対策室の新設により増(11)、保健センター補佐と係長の兼務が解かれること及び体制強化のため増(4)、子どもの発達相談室が新たに設置されることから増(5)、市政推進室新型コロナウイルスワクチン接種対策室の設置により減△6、清掃管理課再任用期間満了等により減△3、子ども支援室組織改編に伴い室が無くなることから減△8
	税 務	65	62	△3	労働…商工労政課組織改編に伴い新たに商工労政課が設置されることから増(2)、商工観光課組織改編に伴い商工労政課になることから減△3
	民 生	191	192	1	農林…農政課会計年度任用職員で対応可能なため減△1
	衛 生	100	103	3	商工…商工労政課組織改編に伴い新たに商工労政課が設置されることから増(4)、PR 推進室組織改編に伴う新設で観光業務が移管されたため増(2)、商工観光課組織改編に伴い商工労政課になることから減△5
	労 働	3	2	△1	土木…公共施設適正管理対策担当特命担当を新設したため増(2)、用地課体制強化のため増(1)、梅西区画整理事業直接施行による業務増のため増(1)、関宿地区工業団地整備担当特命担当を新設したため増(2)、工事検査担当再任用職員が再任用短時間となったため減△1、管理課会計年度任用職員及び再任用職員で対応可能なため減△3、都市計画課再任用職員が再任用短時間となったこと及び業務移管のため減△2
	農 林 水 産	20	19	△1	労働…商工労政課組織改編に伴い新たに商工労政課が設置されることから増(2)、商工観光課組織改編に伴い商工労政課になることから減△3
	商 工	6	7	1	土木…公共施設適正管理対策担当特命担当を新設したため増(2)、用地課体制強化のため増(1)、梅西区画整理事業直接施行による業務増のため増(1)、関宿地区工業団地整備担当特命担当を新設したため増(2)、工事検査担当再任用職員が再任用短時間となったため減△1、管理課会計年度任用職員及び再任用職員で対応可能なため減△3、都市計画課再任用職員が再任用短時間となったこと及び業務移管のため減△2
	土 木	112	112	0	土木…公共施設適正管理対策担当特命担当を新設したため増(2)、用地課体制強化のため増(1)、梅西区画整理事業直接施行による業務増のため増(1)、関宿地区工業団地整備担当特命担当を新設したため増(2)、工事検査担当再任用職員が再任用短時間となったため減△1、管理課会計年度任用職員及び再任用職員で対応可能なため減△3、都市計画課再任用職員が再任用短時間となったこと及び業務移管のため減△2
	小 計	661	670	9	<参考>類似団体の職員数 708人(超過数△47人)
特別行政 部 門	教 育	122	120	△2	教育…スポーツ推進課体制強化のため増(1)、幼稚園体制強化のため増(2)、公民館用務員を新たに配置したため増(1)、教育総務課会計年度任用職員任用に係る業務を他課に移管したため減△1、学校教育課会計年度任用職員及び再任用短時間職員で対応可能なため減△2、青少年課退職者を再任用短時間で対応可能なため減△1、興風図書館退職者を再任用短時間で対応可能なため減△1、中学校県職栄養士との配置見直しにより減△1
	消 防	185	188	3	消防…業務体制の強化による増(3)
	小 計	307	308	1	<参考>類似団体の職員数 317人(超過数△10人)
普通会計		968	978	10	<参考>類似団体の職員数 1,025人(超過数△57人)
公営企業等 会計部門	水 道	27	25	△2	水道…退職及び業務量減による減△2
	下水道	23	21	△2	下水道…下水道課会計年度任用職員及び再任用職員で対応可能なため減△2
	その他	47	42	△5	その他…高齢者支援課会計年度任用職員で対応可能なため減△3、地域包括支援センター業務量減及び会計年度任用職員で対応可能なため減△2
	小 計	97	88	△9	
合 計		1,065	1,066	1	

(注) 1 地方公共団体定員管理調査個別団体表に基づき作成(教育長を除く。)  
 2 <参考>の類似団体職員数(教育長を除く。)と超過数は令和3年4月1日の状況及び比較です。

(3) 職員の採用の状況(令和3年度)

(単位:人)

区 分		正規職員	任期付職員	再任用	フルタイム会計年度任用職員	
職 種	一般行政職	26	7	9	33	
	土木技術職	2		2		
	保健師	1				
	栄養士・管理栄養士	2	1			
	学芸員	1				
	子ども家庭支援員	2				
	助産師	1				
	保育士		4		22	
	児童厚生員				4	
	看護師				1	
	教員				6	
	技能労務職				3	2
	消防士	7			1	
計		42	12	15	68	

(4) 事由別退職の状況(令和3年度)

(単位:人)

定年	勸奨	その他	合計
28	5	32	65

(5) 定員管理の取組

平成31年3月に策定した行政改革大綱実施計画の中で、「各課における事務事業の現状及び見通しを把握し、会計年度任用職員や再任用職員をバランス良く活用しながら、柔軟な職員配置を行う。」こととし、定員管理に取り組んでいます。

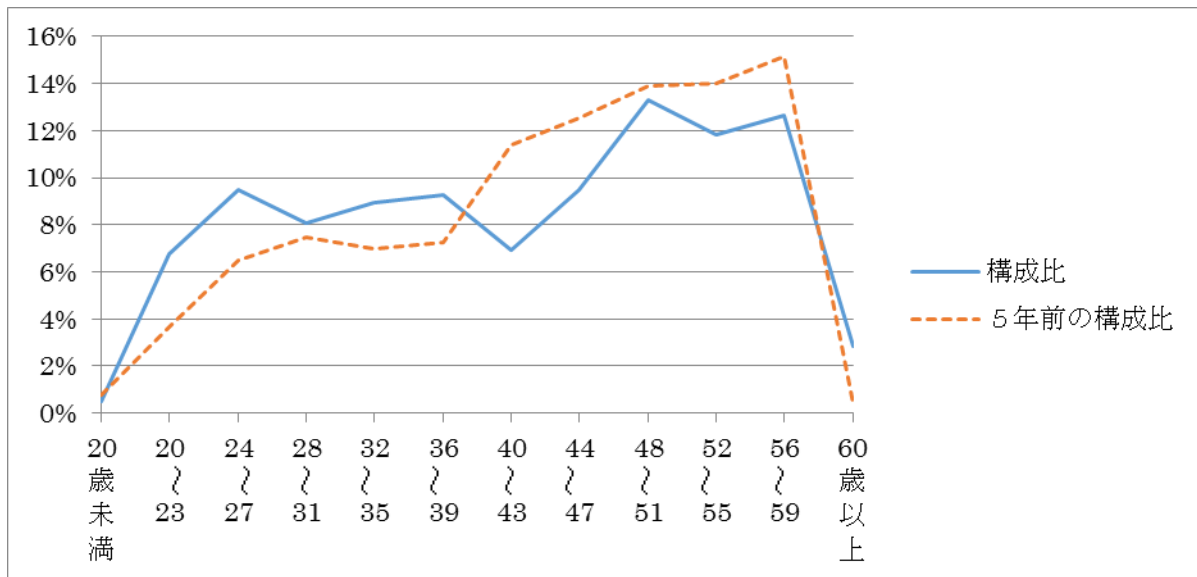
(6) 部門別職員数の推移

(単位:人、%)

区 分	職員数(各年4月1日現在)						過去5年間の増減数(率)
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	
一般行政	650	643	649	657	661	670	20 (3.1%)
教 育	114	117	118	118	122	120	6 (5.3%)
消 防	172	174	174	179	185	188	16 (9.3%)
普通会計 計	936	934	941	954	968	978	42 (4.5%)
公営企業等 会計 計	99	101	98	100	97	88	△11 (△11.1%)
総合計	1,035	1,035	1,039	1,054	1,065	1,066	31 (3.0%)

(注) 地方公共団体定員管理調査個別団体表に基づき作成しています。(教育長は除く)

(7) 年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	人 5	人 72	人 101	人 86	人 95	人 99	人 74	人 101	人 142	人 126	人 135	人 30	人 1,066

## 2 職員の採用試験の状況(令和2年度実施)

(単位:人)

区 分	申込者数	第1次 受験者数	第1次 合格者数	第2次 合格者数	最終 合格者数	採用者数
一般行政職 (上級)	86	41	30	22	12	10
一般行政職 (スポーツ自己推薦 上級)	28	28	15	11	7	5
一般行政職 (初級)	27	22	16	12	6	4
一般行政職 (スポーツ自己推薦 初級)	3	3	1	1	1	1
消防士 A (初級)	9	6	3	3	3	3
消防士 B (初級)	24	20	15	11	9	7
土木技術職 (上級)	3	2	2	2	1	1
建築技術職 (上級)	0	0	0	0	0	0
保健師 (上級)	7	7	5	4	4	2
社会福祉士 (上級)	4	4	4	3	2	1
精神保健福祉士 (上級)	1	1	1	1	1	1
管理栄養士 (上級)	17	17	10	5	3	1
土木技術職 (上級) (追加試験)	0	0	0	0	0	0
建築技術職 (上級) (追加試験)	1	1	1	1	1	1
【社会人経験者】 言語聴覚士 (上級) (追加試験)	1	1	1	1	1	1
保育士 (中級) (追加試験)	14	14	9	5	5	3
合 計	225	167	113	82	56	40

(注)最終合格者数には、名簿登載者を含みます。

## 3 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条、第23条の2及び第23条の3の規定に基づき、定期的に職員の勤務成績を人事管理の基礎資料として活用し、職員の勤務意欲の向上及び人材育成を図っています。評価の種類は、次のとおりで、いずれの評価も評価期間中の職務行動及び業務の達成状況を、評価基準に照らして、絶対評価で評価しています。

能力評価	職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価
業績評価	職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価

## 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間(一般職の標準的なもの)

令和4年4月1日現在

勤務時間	勤務時間の割振り	休憩時間	勤務を要しない日
1週間につき 38時間45分	午前8時30分から 午後5時15分まで	正午から 午後1時まで	日曜日及び土曜日

### (2) 主な休暇・休業制度

令和4年4月1日現在

年次有給休暇	1年につき20日(残日数は翌年に20日まで繰越し可能)
夏季休暇	7月から9月までの期間(市長が特に必要があると認めるときは、市長が定める期間)内に7日の範囲内の期間
ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合、暦年で5日の範囲内の期間
忌引	親族の区分に応じて1日から10日の範囲内の期間
療養休暇	医師の証明等に基づき3月を超えない範囲内でその療養に必要と認める期間
結婚休暇	結婚するとき連続する7日の範囲内の期間
妻の出産休暇	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内における3日の範囲内の期間
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき5日の範囲内の期間
子育て支援休暇	職員が養育している満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫(以下、子等という。)の看護、健康診断若しくは予防接種のために勤務しないことが相当であると認められる場合、又は当該子等が在籍する学校等が実施する行事に参加する場合1暦年に7日の範囲内の期間(子を2人以上養育する職員にあつては、7日に当該2人目の子は3日を、3人目以降の子1人につき2日を加えた日数)
介護休暇	同居の親族、配偶者又は1親等の親族が重度の疾病又は負傷により、独力で生活に必要な基本動作ができない状態にあり介護が必要な場合、一の継続する状態ごとに、3回を超えず通算して6月を超えない範囲内の期間
育児休業	男女を問わず子を養育する職員に対して、当該子が3歳に達するまでの必要な期間(無給)

## 5 職員の分限及び懲戒の状況(令和3年度)

### (1)分限処分

(単位:人)

降任	免職	休職	降給
-	-	17	-

### (2)懲戒処分

(単位:人)

戒告	減給	停職	免職
6	-	-	-

## 6 職員のサービスの状況

### (1)年次有給休暇の取得状況(令和3年)

対象職員数 A	付与日数 B	取得日数 C	平均取得日数 C/A	取得率 C/B
972人	37,692.9日	11,242.4日	11.6日	29.8%

### (2)夏季休暇の取得状況(令和3年)

対象職員数 A	付与日数 B	取得日数 C	平均取得日数 C/A	取得率 C/B
1,001人	7,007日	6,774.5日	6.8日	96.7%

### (3)介護休暇の取得状況(令和3年)

(単位:人)

区 分	介 護 休 暇 承 認 期 間						
	計	30日以下	30日超 60日以下	60日超 90日以下	90日超 120日以下	120日超 150日以下	150日超
男性職員	1	-	-	1	-	-	-
女性職員	1	-	1	-	-	-	-
計	1	-	1	1	-	-	-

### (4)育児休業、部分休業の取得者及び子が出生した職員数(令和3年度)

(単位:人)

区 分	育児休業 取得者数	部分休業		子が出生した 職員
		うち両休業 取得者数	取得者数	
男性職員	2	-	-	27
女性職員	22	9	22	9
計	24	9	22	36



## 7 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行(平成28年4月1日)により、再就職者による働きかけの規制等が導入され、再就職情報の届出や公表等を定めた野田市職員の退職管理に関する条例を制定し、退職管理の適正を確保する取組を行っています。

退職管理を行うことで、市役所を退職した後に営利企業等に再就職した元職員が、在職時の職務に関して影響力を行使することを規制し、公務の公正な執行を確保することを目的としています。

令和3年度に課長級以上の職で退職した職員(野田市立の学校に勤務する県費負担教職員(校長)を含む。)の再就職の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

区 分	退職者数	うち再就職者数				
		公務員又は 再任用職員	非常勤 職員等	外郭団 体等	民間企 業等	その他
令和3年度退職	23	13	1	0	2	7

## 8 職員の研修の状況

### (1) 職員の研修(令和3年度)

職務上の階層ごとに行う一般研修、特定分野について重点的、研究的に行う特別研修のほか、国等及び研修機関に委託又は派遣して行う委託・派遣研修等を実施し職員の能力向上及び人材育成に努めています。

区 分	コース	受講者
一般研修	14 コース	313 人
特別研修	9 コース	1,072 人
委託研修(派遣研修)	52 コース	64 人
自己啓発(通信教育)	6 コース	10 人

## 9 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の健康管理の状況

職員の健康の保持増進と疾病予防のため、定期健康診断、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）、破傷風の予防接種、VDT 作業職員健康診断、産業医による健康相談及びメンタルヘルス(心の相談)を実施しています。

### (2) 職員の福利厚生

職員の健康保持及び元気回復を目的に、保養施設の利用及びスポーツ・レクリエーション事業の実施に対する助成等を行っています。

また、千葉県市町村職員共済組合において、短期給付事業(医療関係等)、長期給付事業(年金関係)及び福祉事業(人間ドック事業等)を行っています。

そのほか、県内の市町村職員等が加入する千葉県市町村職員互助会においても各種給付事業を行っています。その費用は、職員の掛金及び市の負担金で賄われており、令和3年度の会員数は1,108人、公費負担額は1,496千円でした。

## 10 野田市公平委員会の報告事項

令和3年度に野田市公平委員会に提出された勤務条件に関する措置の要求及び不利益な処分についての不服申立ては、次のとおりです。

勤務条件に関する措置の要求	無
不利益処分についての不服申立て	無

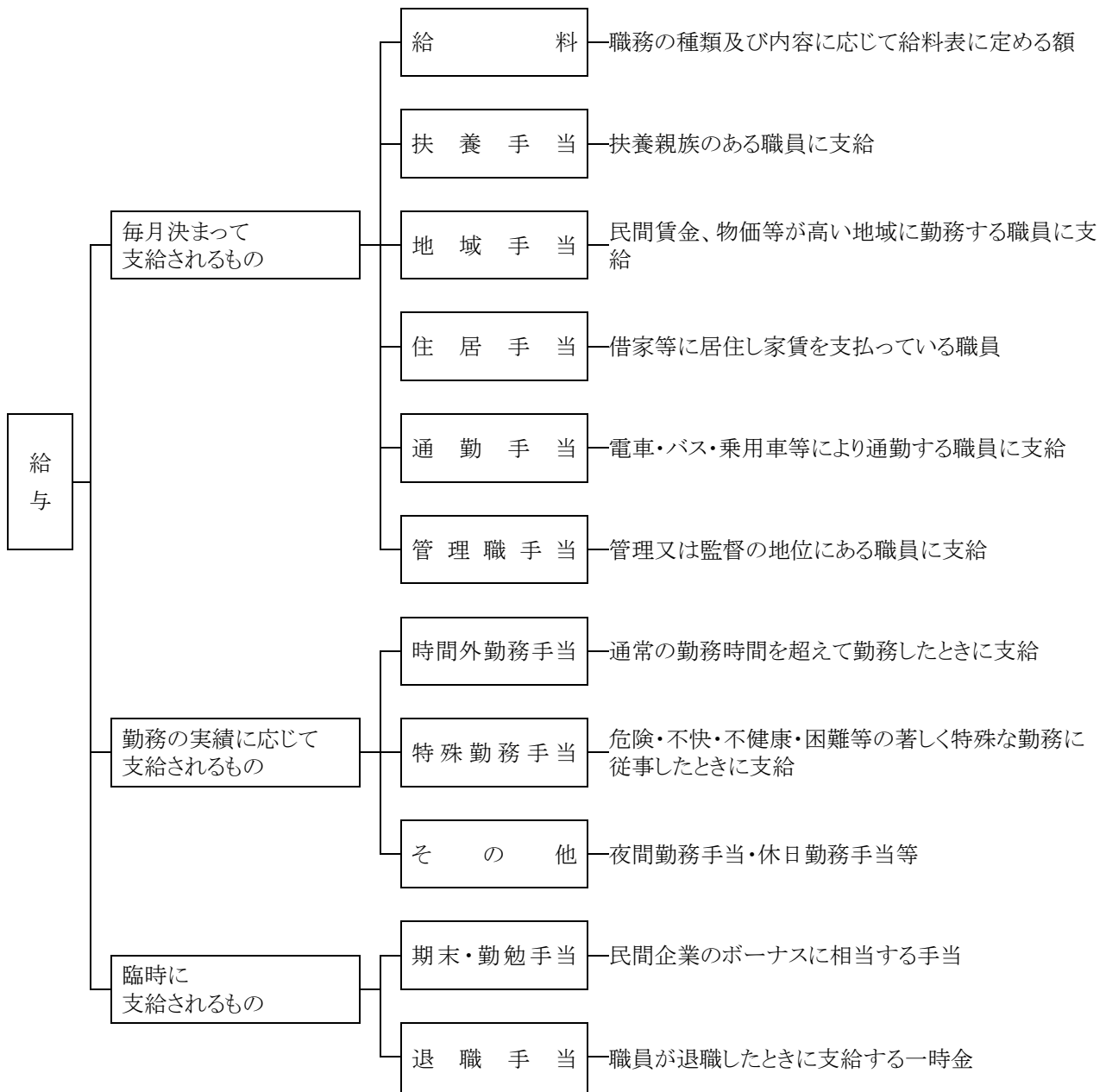
## 11. 職員の給与の状況

地方公務員の給与は、地方公務員法により、一般家庭の生計費、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間企業従業員の給与、その他の事情を考慮して決めることになっています。

職員の給与は、この趣旨に基づいて、国家公務員給与の人事院勧告や他の地方公共団体の職員の給与などを考慮して、市議会の審議を経て条例で定められています。

### 職員給与の内容

職員の給与は、給料及び職員手当からなり、その概要は次のとおりです。



## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

(単位:千円)

区分	住民基本 台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の 人件費率
3年度	153,807	61,109,674	2,209,848	9,203,725	15.1%	12.9%

- (注) 1 人件費とは、職員に支給された給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金、特別職に支給された給与等の総額をいいます。  
 2 普通会計とは、水道、下水道、介護保険事業等の独立採算制を原則とする会計以外の会計をいいます。  
 3 実質収支とは、歳入総額から歳出総額及び翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

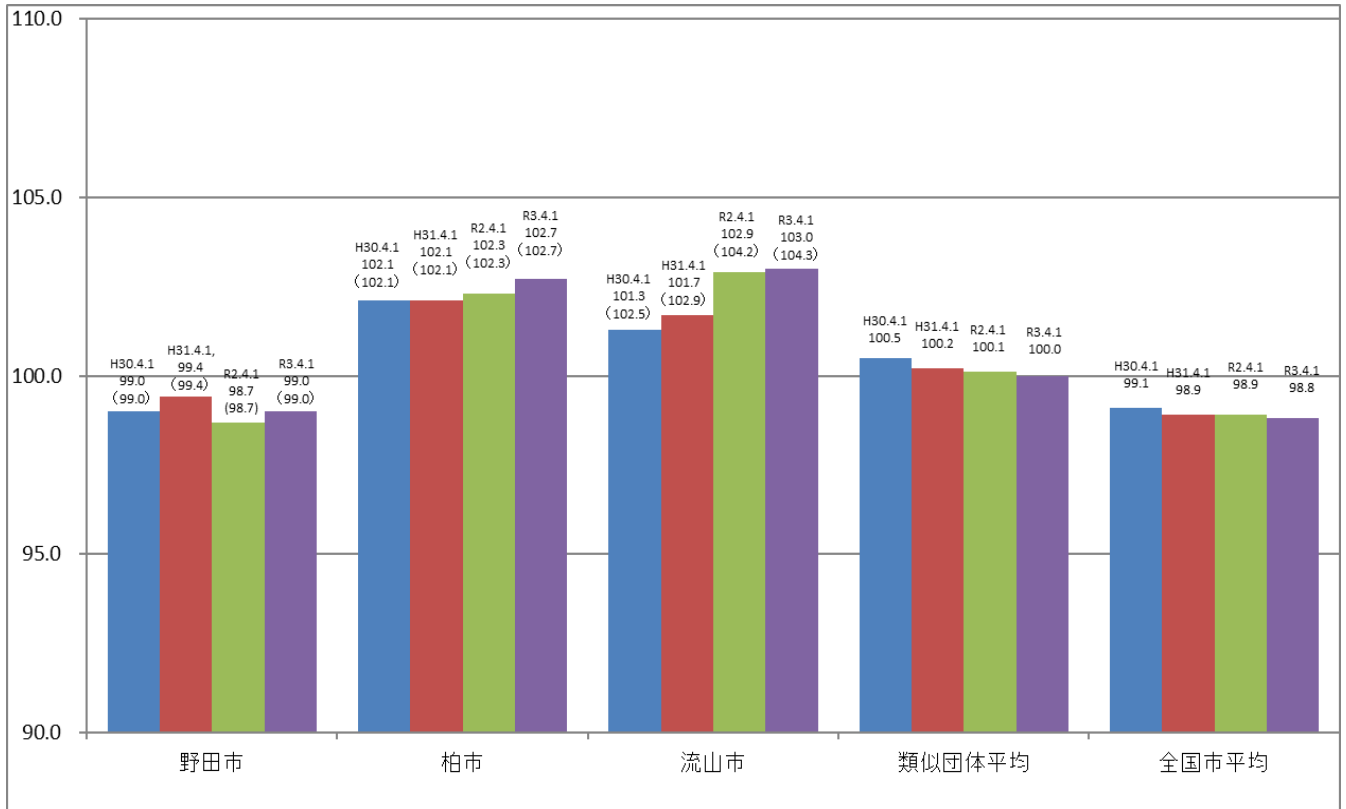
### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

(単位:千円)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給 与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
3年度	968 人	3,684,862	891,958	1,432,690	6,009,510	6,208

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。  
 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。  
 4 類似団体とは、人口規模と産業構造により分類し、同じ分類となった市区町村をいいます。野田市の類似団体は、鉏路市、苫小牧市、上尾市、新座市、久喜市、市川市、松戸市、佐倉市、習志野市、流山市、八千代市、浦安市、立川市、府中市、町田市、小平市、日野市、東村山市、西東京市、鎌倉市、藤沢市、秦野市、津市、宇治市、和泉市、伊丹市、川西市、宇部市、山口市、徳島市の30市です。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 ()書の数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。  
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

##### ① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均3.32%引下げ。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準6%に対し、野田市においても6%を支給。  
 (実施時期) 平成28年4月1日より実施。

(参考)

	平成 26年 度の支 給割合	平成27年度の支 給割合		平成28 年度の支 給割合	平成29 年度の支 給割合	平成30 年度の支 給割合	令和元年 度の支給 割合	令和2年 度の支給 割合	令和3年 度の支給 割合	令和4年 度の支給 割合
		4月1 日時点	遡及改 定後							
国基 準に よる 支給 割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
野田 市の 支給 割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

2 一般行政職給料表の状況(令和4年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	146,100	177,800	227,700	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
最高号給の給料月額	247,600	304,200	350,000	381,000	393,000	410,200	444,900	468,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

1)一般行政職

(単位:円)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
野田市	42.5歳	322,557	399,482	368,612
千葉県	40.3歳	303,451	406,013	—
国	42.7歳	323,711	—	405,049
類似団体	—	—	—	—
柏市	39.4歳	302,331	385,776	348,775
流山市	38.1歳	301,022	389,129	354,549

2)技能労務職

(単位:歳、円)

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
野田市	57.6	45	295,360	337,482	319,130	—	—	—	—
うち清掃職員	58.8	26	293,638	334,812	316,147	廃棄物処理 従業員	—	—	—
うち用務員	54.6	5	307,260	336,785	331,632	用務員	—	—	—
うち自動車運転手	54.0	8	324,575	394,429	358,470	自家用自動車 運転者	—	—	—
うちその他の技能労務職	60.2	6	253,950	273,705	269,187	—	—	—	—
千葉県	53.4	—	301,594	360,660	—	—	—	—	—
国	51.1	2,114	286,570	—	328,416	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
柏市	56.0	91	325,763	377,721	353,617	—	—	—	—
流山市	50.5	70	315,884	370,987	348,306	—	—	—	—

(単位:円)

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
野田市	5,326,141	—	—
うち清掃職員	5,220,014	—	—
うち用務員	5,602,792	—	—
うち自動車運転手	6,343,700	—	—
うちその他の技能 労務職	4,250,187	—	—

※年収ベースの「公務員(C)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値です。

### 3) 消防職

(単位:円)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
野田市	36.4 歳	285,481	405,954	323,501
類似団体	—	—	—	—
柏市	36.8 歳	293,437	390,036	336,393
流山市	35.9 歳	282,079	380,992	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。



(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

(単位:円)

区 分		野田市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	188,700	188,700	総合職 186,700 一般職 182,200
	高校卒	154,900	154,900	150,600
技能労務職	高校卒	154,600	152,700	
	中学卒	143,300	139,900	
消 防 職	大学卒	195,500		
	高校卒	160,100		

(注) 学校卒業後直ぐに採用された者の初任給です。(技能労務職の初任給は職種により異なるため、全ての職種の平均の値です。)

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和4年4月1日現在)

(単位:円)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	262,867	300,320	363,575
	高校卒	216,500	253,600	295,800
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—
消 防 職	大学卒	—	—	—
	高校卒	238,650	271,900	319,700

(注) 表中「—」は該当者なし。

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

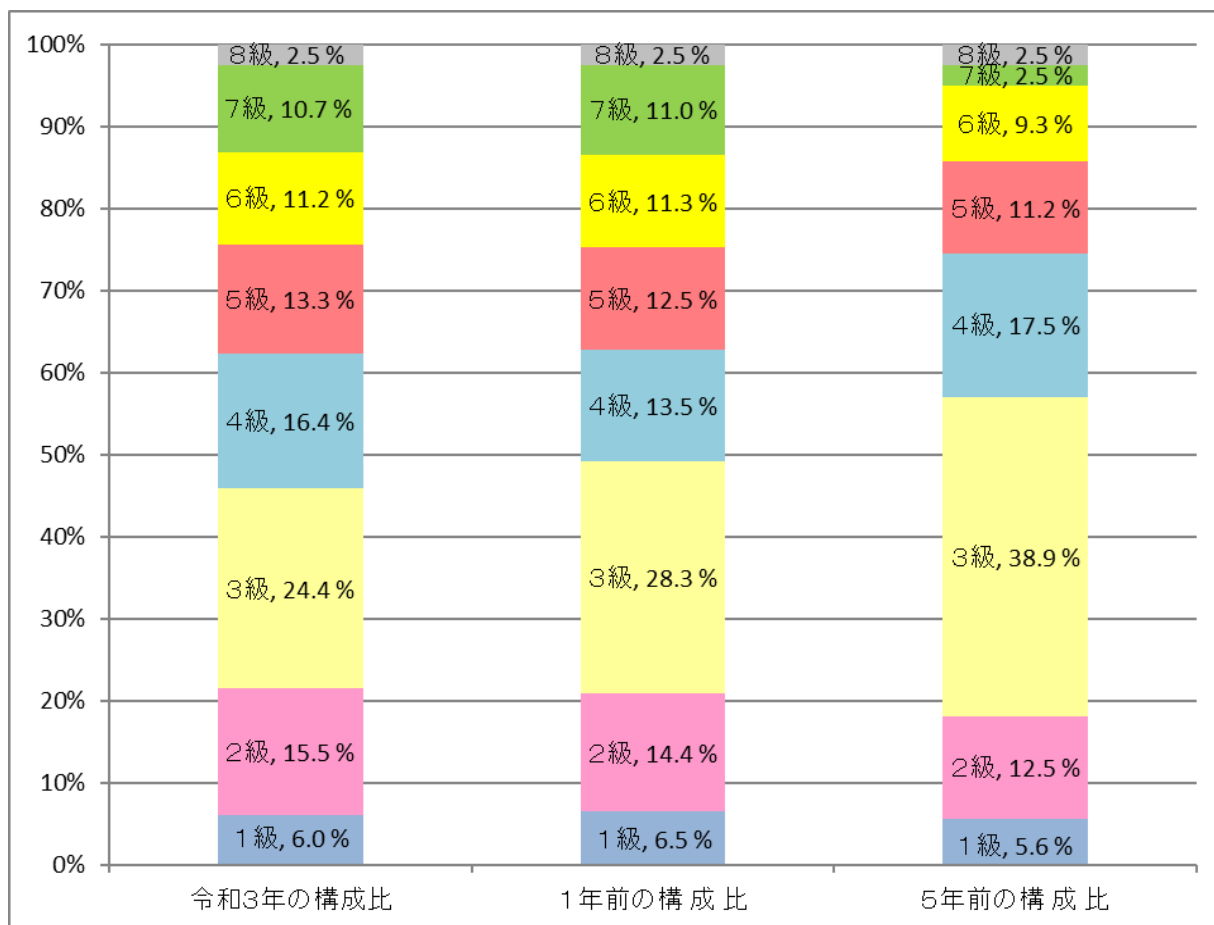
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和4年4月1日現在)

(単位:人・%)

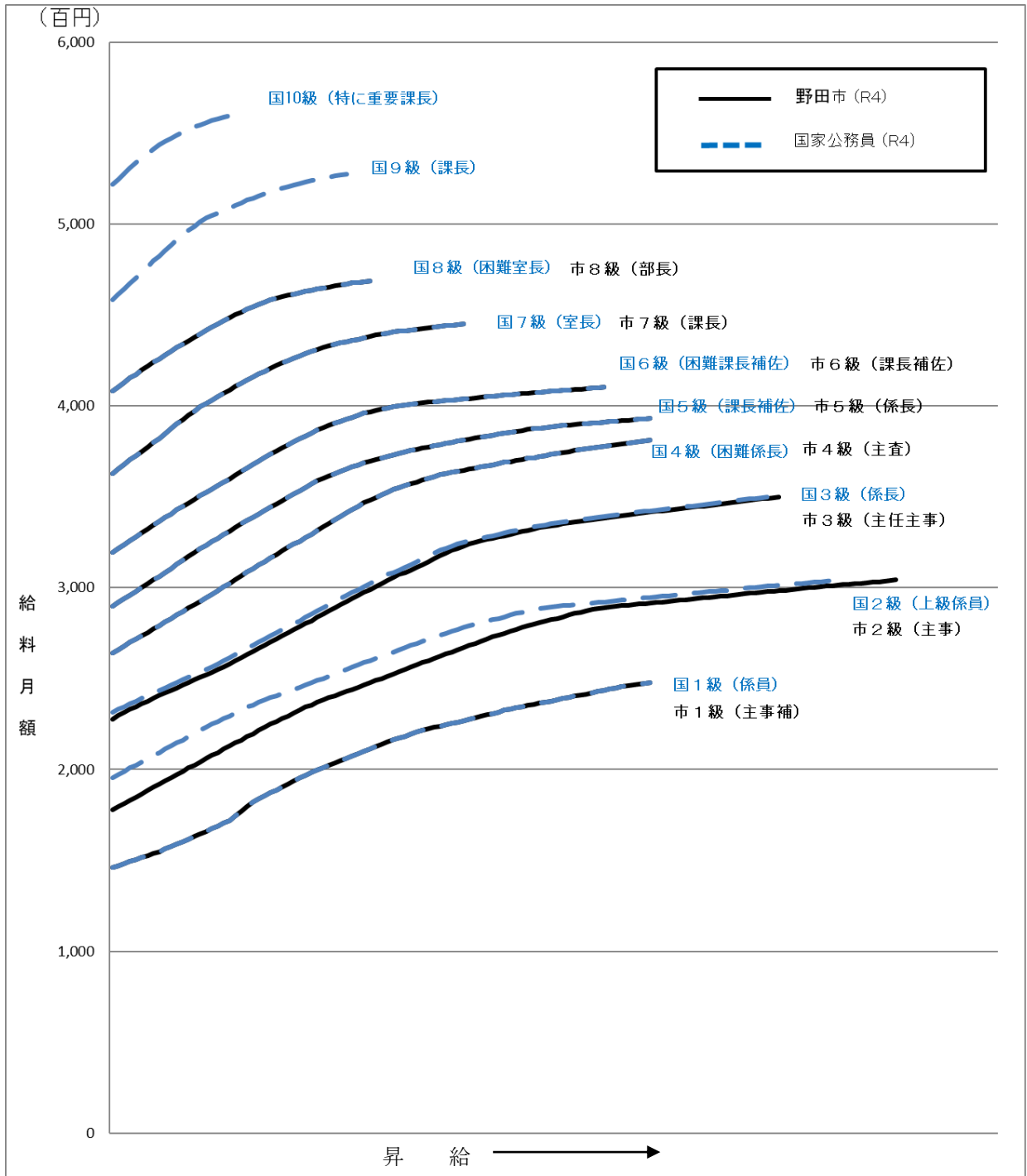
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補・技師補	36	6
2 級	主事・技師	93	15.5
3 級	主任主事・主任技師	146	24.4
4 級	主査	98	16.4
5 級	係長・主任主査	80	13.3
6 級	課長補佐	67	11.2
7 級	次長・課長	64	10.7
8 級	局長・部長	15	2.5
計		599	100.0

(注) 1 野田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和4年4月1日現在)



(3) 昇給への勤務成績の反映状況(野田市)

令和3年4月2日から令和4年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を実施した	活用している昇給区分				
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない		○		○	
	活用予定時期	未定		未定	

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

野田市	県	国
1人当たり平均支給額 (令和3年度) 1,417千円	—	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.90月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.90月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.90月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 2.5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 15%・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

### ○ 勤勉手当への勤務成績への反映状況(一般行政職)(野田市)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない	○			
活用予定時期	未定			

### (2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

野田市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
1人当たり平均支給額	8,419千円	22,044千円	—		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した一般職職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)			241,600 千円
支給職員1人あたり平均支給年額(令和3年度決算)			227,495 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
野田市(市内全域)	6%	1,062 人	6%

## (4) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		59,310千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		191,322円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		27.1%		
手当の種類(手当数)		15		
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	支給実績 (3年度決算) ※会計年度任用 職員含む	支給単価
徴収事務手当	市税の徴収事務を本務として従事	収税課に勤務する職員	1,036千円	月額 4,000円
社会福祉業務手当	障害児通所支援事業又は障害福祉サービス事業に従事(規則で定めるもの)	こぶし園に勤務し、心身障がい児・者の訓練指導を本務とし、当該勤務に従事した職員	3,234千円	月額 4,000円
	福祉事務所に勤務する職員で査察指導に従事	査察指導員		月額 4,500円
	福祉事務所に勤務する職員で現業に従事(規則で定めるもの)	社会福祉主事、保健師		月額 4,000円
	地域包括支援センター又は子供支援室に勤務する職員で現業に相当する業務に従事(規則で定めるもの)	地域包括支援センター又は子ども支援室に勤務する社会福祉主事等		月額 4,000円
危険作業手当	毒物、劇物等を使用し、検査、試験、病害虫防除等の作業に従事	市民生活課、保健センターに勤務し、左記の業務に従事した職員	0千円	日額 200円
	水防その他災害救助時における著しく危険な作業に従事	左記の業務に従事した職員		日額 450円
清掃業務手当	ごみの収集処理に従事	清掃管理課に勤務し、左記の業務に従事した職員	3,319千円	日額 500円
土木補修手当	道路、水路、下水等の補修に従事	補修事務所に勤務し、左記の業務に従事した職員	775千円	日額 500円
救助隊手当	救助隊員として従事	左記の業務に従事した常勤の消防職員	790千円	月額 2,500円
救急救命士手当	救急救命士の資格を有し救急業務に従事	左記の業務に従事した常勤の消防職員	2,250千円	月額 5,000円
行旅病人死亡人取扱手当	行旅病人死亡人の処置業務に従事	左記の業務に従事した職員	0千円	死亡人1件 3,000円
				病人1件 1,000円
防疫手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための処理作業に従事	左記の業務に従事した職員	0千円	1件 300円
	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、若しくは接して行う作業等に従事	左記の業務に従事した職員	36,486千円	1件 1,500～4,000円
用地取得交渉手当	公用地の取得交渉事務に従事	左記の業務に従事した職員	0千円	日額 250円
救急出動手当	救急車出動作業に従事	左記の業務に従事した常勤の消防職員	4,947千円	1件 200円
災害出動手当	防火・水防作業に従事	左記の業務に従事した常勤の消防職員	1,528千円	1件 250円
深夜特殊業務手当	交替制勤務を正規の勤務とする消防職員が深夜業務に従事	左記の業務に従事した常勤の消防職員	3,075千円	1夜 200円
消防機関員勤務手当	正規の機関員として消防自動車又は救急車の運転に従事	左記の業務に従事した常勤の消防職員	2,260千円	1件 200円
潜水作業手当	潜水器具を着装して潜水作業(訓練におけるものを含む。)に従事した常勤の消防職員 1回400円	常勤の消防職員	41千円	1回 400円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	232,059 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	284 千円
支給実績(令和3年度決算)	228,772 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	278 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除き、短時間勤務職員を含むものです。

## (6) その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 6,500 円</li> <li>子1人 10,000 円</li> <li>上記以外 6,500 円</li> </ul> 16歳～22歳までの子 1人 5,000 円 加算 ※8級である職員は 6,500 円→3,500 円	同じ	なし	91,933 千円	219,935 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家の場合 (家賃 16,000 円を超える 場合に限る)</li> </ul> 家賃の額に応じ 28,000 円を限度に支給	同じ	なし	51,749 千円	279,726 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用の場合 6 箇月定期券等の価 額による一括支給、1 月当たり 55,000 円ま では全額支給</li> <li>乗用車等使用の場合 使用距離に応じて 2,500 円～31,600 円 を支給</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗用車等使用の場 合 使用距離に応じ て 2,000 円～ 31,600 円を支給</li> </ul>	72,961 千円	80,888 円
管理職 手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理又は監督の地位 にある職員に支給 職務の級や区分に応 じて 34,800 円～84,000 円</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理又は監督の地 位にある職員に支給 職務の級や区分 に応じて 46,300 円～139,300 円</li> </ul>	104,614 千円	525,700 円
休日勤務 手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>祝日法による休日及び 年末年始の休日におけ る正規の勤務時間中に 勤務した職員に支給</li> </ul>	同じ	なし	44,690 千円	149,465 円
夜間勤務 手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>正規の勤務時間として 深夜(午後 10 時から翌 日の午前 5 時までの 間)に勤務した職員に 支給</li> </ul>	同じ	なし	13,461 千円	80,605 円



6 特別職の報酬等の状況等(令和4年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等			
給 料		野田市	(参考) 類似団体における 最高/最低額	柏 市	流山市
		市 長	972,000 円		961,000 円
副 市 長	831,000 円		790,000 円	800,000 円	
報 酬	議 長	547,000 円		668,000 円	547,900 円
	副 議 長	492,000 円		597,000 円	488,100 円
	議 員	450,000 円		577,000 円	458,250 円
期 末 手 当	市 長	4.25 月分		4.30 月分	4.25 月分
	副 市 長	4.25 月分		4.30 月分	4.25 月分
	議 長	4.25 月分		4.30 月分	4.10 月分
	副 議 長	4.25 月分		4.30 月分	4.10 月分
	議 員	4.25 月分		4.30 月分	4.10 月分
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.45		(1期の手当額) 20,995 千円	(支給時期) 任期ごと
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.25		9,972 千円	任期ごと

- 注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。  
2 時限的減額措置は除きます。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

水道企業職員の給与は、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、野田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、規程により定めており、特殊勤務手当を除き、市長事務部局職員に準じております。

#### 1) 職員給与費の状況

##### ア 決算

(単位:千円)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の 総費用に占める 職員給与費 比率
令和3年度	2,709,934	560,166	182,320	6.7%	6.8%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 50,038 千円を含みません。

(単位:人・千円)

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村(政令指定 都市を除く)一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和3年度	27	114,700	18,286	45,728	178,714	6,619	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は令和4年3月31日現在の人数です。

3 水道事業管理者は含まれていません。

4 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員は含んでいません。

#### (2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

(単位:円)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
野田市水道部	47.4 歳	349,206	409,667

(注) 水道事業管理者と再任用職員(短時間勤務)は含まれていません。

#### (3) 職員の手当の状況

##### ア. 期末手当・勤勉手当(令和3年度)

野田市	
1人当たり平均支給額(令和3年度)	
1,633 千円	
(令和3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.4 月分	1.9 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 2.5%~20%	

(注) 水道事業管理者は含まれていません。

○勤勉手当への勤務成績への反映状況(企業職) (野田市)

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を実施した	○			
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○			
	上位、標準の成績率		○		
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ	人事評価を実施していない	○			
	活用予定時期	未定			

イ. 退職手当(令和4年4月1日現在)

野田市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算	
1人当たり平均支給額	7,346千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ. 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)	7,297千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	260,590円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
野田市(市内全域)	6%	28人

(注) 水道事業管理者は含まれていません。

エ. 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)	0%
手当の種類(手当数)	2

手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	支給実績 (3年度決算)	支給単価
緊急事故 処理手当	勤務時間外に出動した場合	左記業務に従事した職員	0千円	1回 250円
危険作業手当	河川取水口の土砂除去作業	左記業務に従事した職員	0千円	日額 300円
	沈砂池内の清掃作業			日額 250円
	アクセレーターの清掃作業			日額 250円

オ. 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	2,523千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	110千円
支給実績(令和3年度決算)	1,004千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	46千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ. その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び 支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子1人 10,000円 ・上記以外 6,500円 16歳~22歳までの子 1人 5,000円 加算	同じ	—	3,848千円	213,794円
住居手当	・借家の場合 (家賃16,000円を超える 場合に限る) 家賃の額に応じ28,000 円を限度に支給	同じ	—	1,436千円	287,200円
通勤手当	・交通機関利用の場合 6箇月定期券等の価額 による一括支給、1月当 たり55,000円までは全 額支給 ・乗用車等使用の場合 使用距離に応じて 2,500円~31,600円 を支給	同じ	—	1,641千円	58,611円
管理職 手当	・管理又は監督の地位に ある職員に支給 職務の級や区分に応じ て34,800円~84,000円	同じ	—	3,061千円	510,090円
休日勤務 手当	・祝日法による休日及び年 末年始の休日における正 規の勤務時間中に勤務し た職員に支給	同じ	—	18千円	6,035円